

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：宮守村棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

旧宮守村地域

範囲については、別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の発生防止・維持

1 に掲げる棚田地域は中山間地域等直接支払交付金の協定区域と一致する区域であることから、集落協定に基づく活動と併せて保全に取り組み、耕作放棄の発生防止に努め、現状を維持する。(中山間地域等直接支払制度実施面積：現状(令和 2 年度) 78ha、目標(令和 6 年度) 78ha。(100%維持))

また、ほ場整備から 15 年以上が経ち、ほ場条件が悪化しはじめている事、自然災害の増加によりほ場改修が必要な個所が発生している事から作業効率・安全面も含め持続的に農業活動ができるよう整備を行う。

・生産性・付加価値の向上

農業用ドローンを導入し、生産性を向上させる。

(ドローンによる農薬散布面積：令和 2 年度 0 ha→令和 6 年度 10ha)

・担い手組織の強化と作業省力化

作業の省力化や効率化に取り組み生産性の向上を図り、担い手組織の強化を行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進(農産物のブランド化)

令和 6 年度までに棚田地域で収穫した農産物(山ぶどう、ブルーベリー)等を使用した特産加工品を開発する。

また、農産物加工品の販路拡充として EC サイトを開設し、販路拡大と発送拠点機能の充実を図る。

・自然環境の保全・活用(鳥獣被害の防止)

鳥獣被害防止用の電気柵設置を令和 6 年度までに 2 km 以上延長し、鳥獣被害を防止する。(R1 : 5 km、H28 : 2.9 km、H27 : 4.6 km 計 12.5 km)

・良好な景観の形成(維持保全活動)

旧宮守地域は、遠野観音の一つである「宮守観音」を始めとする遠野遺産が数多く存在し、棚田と一体となって地域で守り継承されてきた。

今後も地域で守り、後世に継承するためには、周辺の良い景観形成は必須であることから、畦畔の草刈共同作業を年間 3 回以上実施する。

また、良好な景観形成の負担軽減策として、令和 6 年度までに協議会参加の集

落において、自走草刈機、畦畔草刈機、斜面草刈機といった機械を計2台以上導入し、効率的な草刈作業に取り組む。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

認定 NPO 法人 遠野山・里・暮らしネットワークと連携し、小中学生及び地域外からの希望者等を対象とした農業体験会（田植え、稲刈り、摘み取り）を年間1回以上開催し、令和6年度までに20人以上の参加者を確保する。

宮守川上流地域の農家、非農家交流イベントを年1回以上開催し、地域住民間の交流を図る。

- ・集落機能向上の促進

地元の青年部と連携し、中山間地域等直接支払交付金の活動により、県道沿いの法面や、公共施設周辺の草刈りボランティアを年2回実施し、地域の生活環境の整備と地域のコミュニティの創造の機会とする。また、高齢の世帯等で周辺の草刈りができないところについても、地域の組織と連携して草刈りを行う。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止

中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動と併せて保全活動に取り組み、耕作放棄地発生防止に努める。

また、ほ場整備から15年以上が経ち、ほ場条件が悪化しはじめている事、自然災害の増加によりほ場改修が必要な個所が発生している事から作業効率・安全面も含め持続的に農業活動ができるよう整備を行う。

- ・生産性・付加価値の向上

農薬散布用ドローンを新たに導入するとともに、共同利用体制を構築し、ドローンによる農薬散布面積を拡大させ、維持管理労力を軽減する。

- ・担い手組織の強化と作業省力化

生産性の向上を目的とした機械の新規導入・更新の補助を行い担い手組織の強化を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進（農産物のブランド化）

令和6年度までに棚田地域で収穫した山ぶどう、ブルーベリー等を使用した特産加工品を新たに2品目開発する。

また、農産物加工品の販路拡充としてECサイトを開設し、販路拡大と発送拠点機能の充実を図る。

- ・自然環境の保全・活用（鳥獣被害の防止）

鳥獣被害防止用の電気柵設置を令和6年度までに2km以上延長し、鳥獣被害を防止する。（R1：5km、H28：2.9km、H27：4.6km 計12.5km）

- ・良好な景観の形成（維持保全活動）

旧宮守地域は、遠野観音の一つである「宮守観音」を始めとする遠野遺産が数多く存在し、棚田と一体となって地域で守り継承されてきた。

今後も地域で守り、後世に継承するためには、周辺の良い景観形成は必須であることから、畦畔の草刈共同作業を年間3回以上実施する。

また、良好な景観形成の負担軽減策として、令和6年度までに協議会参加の集落において、自走草刈機、畦畔草刈機、斜面草刈機といった機械を計2台以上導入し、効率的な草刈作業に取り組む。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

認定NPO法人 遠野山・里・暮らしネットワークと連携し、小中学生及び地域外からの希望者等を対象とした農業体験会（田植え、稲刈り、摘み取り）を年間1回以上開催し、令和6年度までに20人以上の参加者を確保する。

宮守川上流地域の農家、非農家交流イベントを年1回以上開催し、地域住民間の交流を図る。

- ・集落機能向上の促進

地元の青年部と連携し、中山間地域等直接支払交付金の活動により、県道沿いの法面や、公共施設周辺の草刈りボランティアを年2回実施し、地域の生活環境の整備と地域のコミュニティの創造の機会とする。また、高齢の世帯等で周辺の草刈りができないところについても、地域の組織と連携して草刈りを行う。

（2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者及びその集落協定参加者とする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

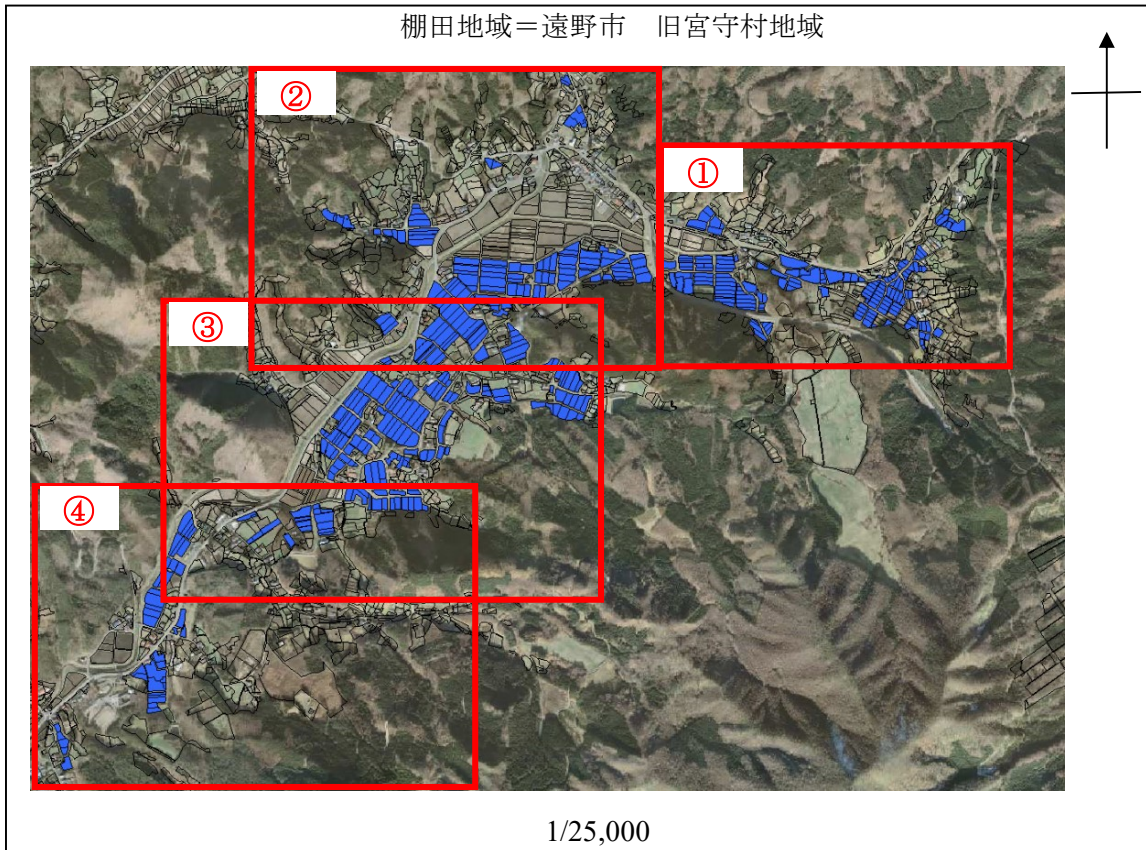
宮守村棚田振興協議会は、農業者団体、認定NPO法人 遠野山・里・暮らしネットワーク、遠野市、岩手県で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり

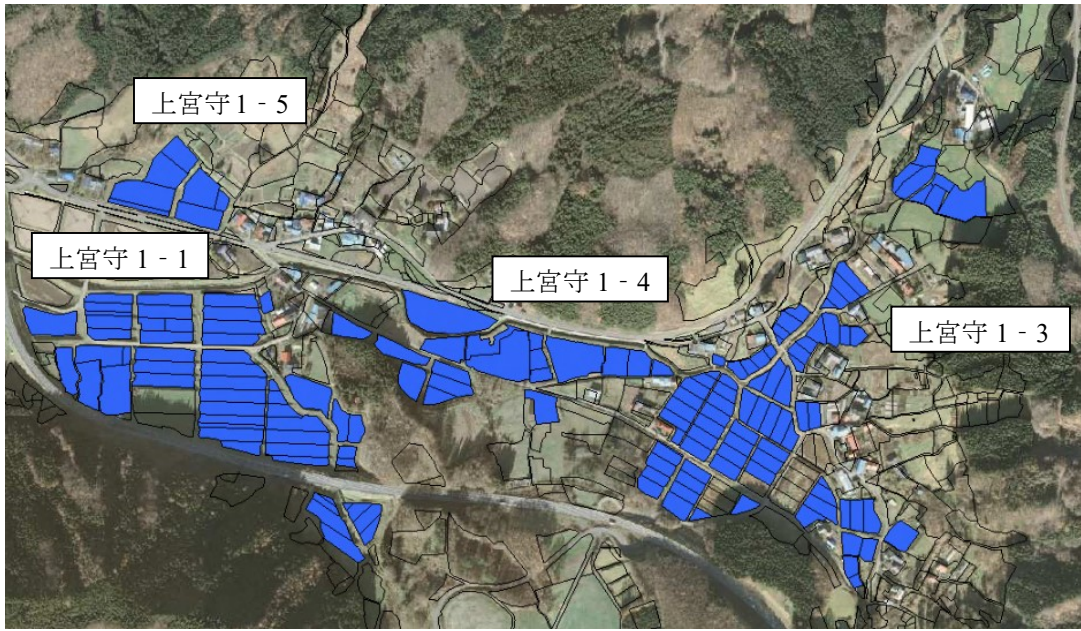
6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別添1) 縮尺、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲を表示した付近見取図【施行規則第3条第1項】

1 旧宮守村地域

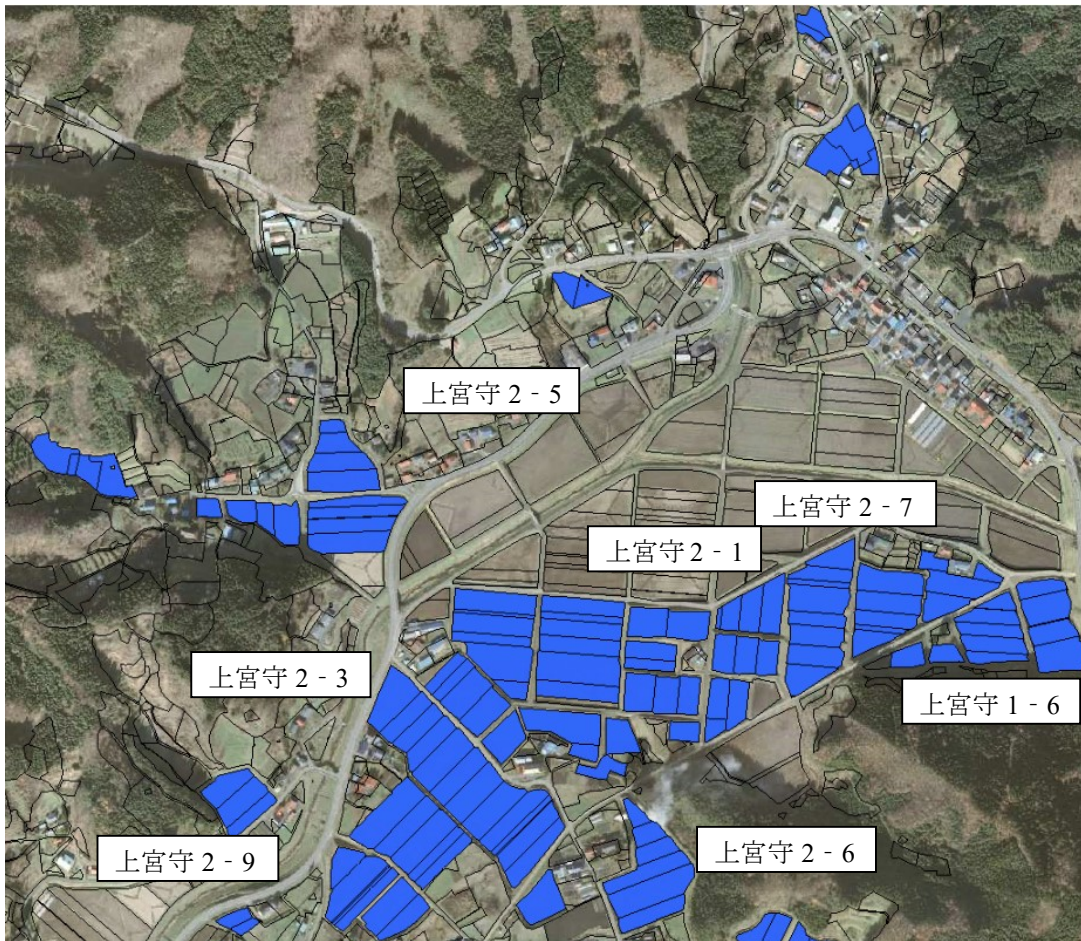


棚田地域＝遠野市 旧宮守村地域 ①



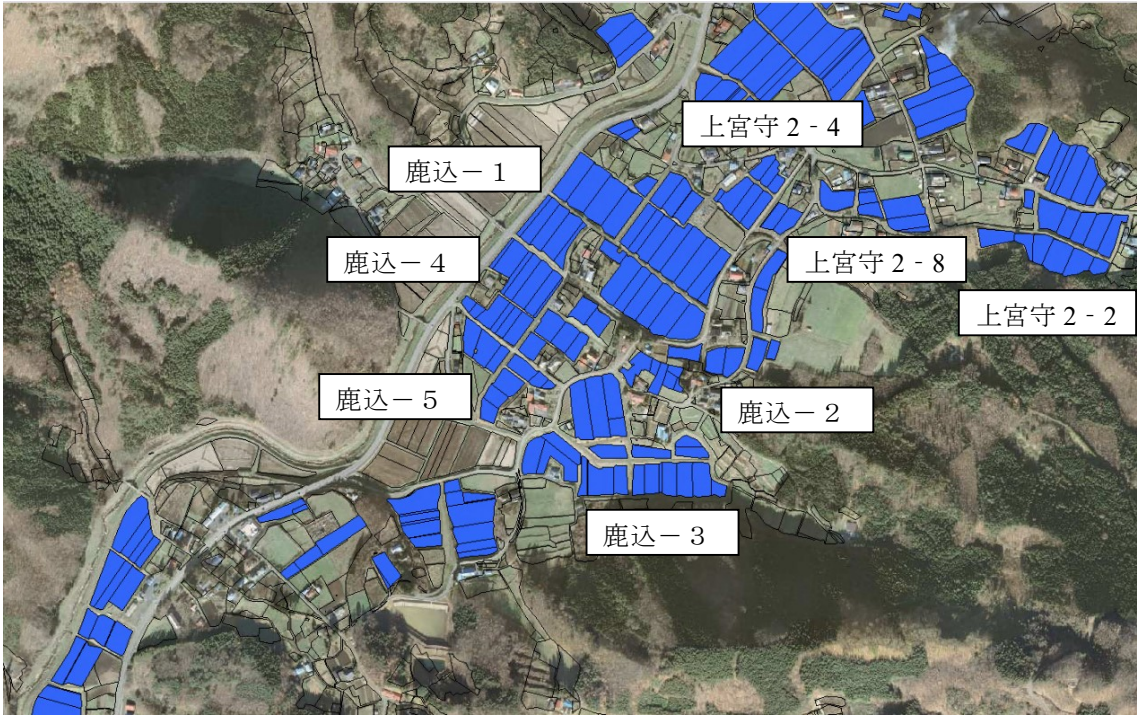
1/10,000

棚田地域＝遠野市 旧宮守村地域 ②



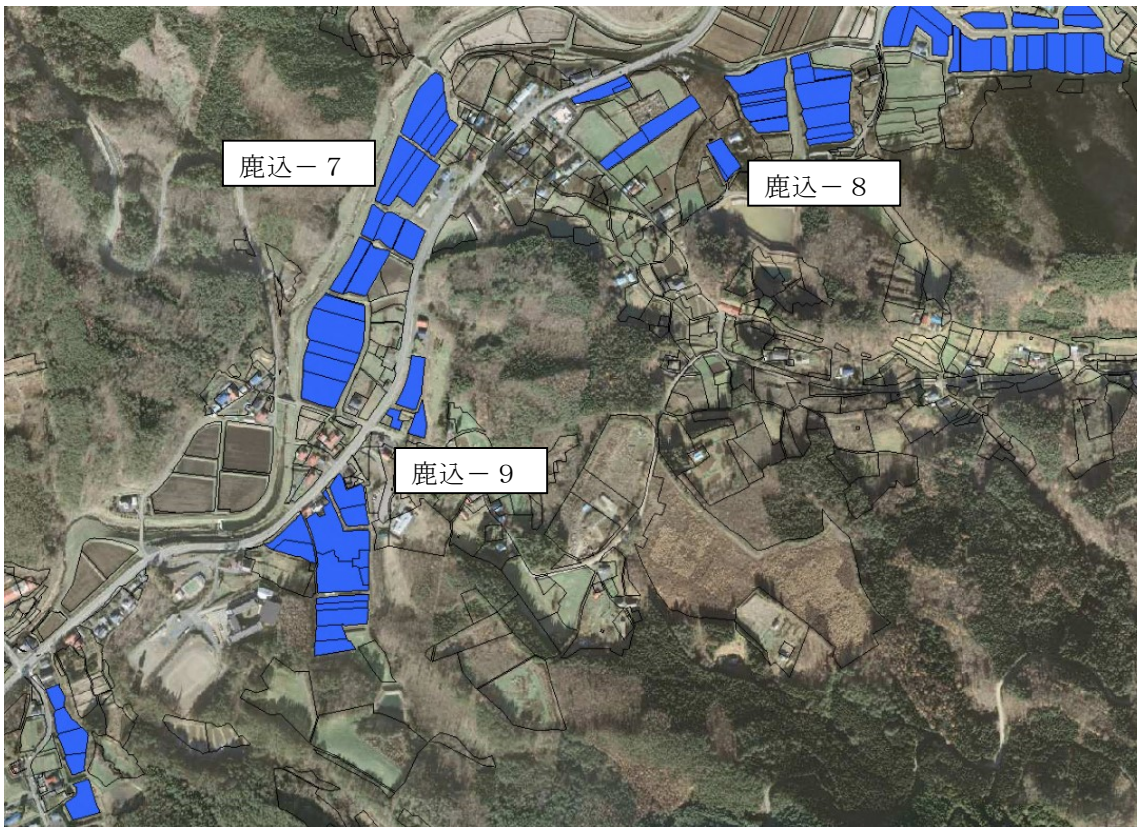
1/10,000

棚田地域＝遠野市 旧宮守村地域 ③ 1/10,000



1/10,000

棚田地域＝遠野市 旧宮守村地域 ④



1/10,000

(別添2) 指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書【施行規則第3条第2項】

① 棚田等の保全

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
耕作放棄の防止	○共同活動の実施				
		○棚田の補修			
生産性・付加価値の向上			○ドローンによる農薬散布の導入		
担い手組織の強化と作業省力化			○機械の新規導入・更新の補助		

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農産物の供給の促進					○特産加工品を2品
		○ECサイトの開設			
自然環境の保全・活用		○侵入防止柵や檻の設置			
良好な景観の形成		○畦畔の草刈			

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大		○農業体験会年間1回			
		○宮守村上流地域における交流イベント年間1回			
集落機能向上の促進	○草刈りボランティア				

(別添3) 都道府県知事との協議の概要【施行規則第3条第3項】

都道府県知事名	岩手県知事 達増 拓也
協議を行った日	令和3年3月25日
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

(別添4) エコツーリズム推進全体構想【施行規則第3条第4項】

該当なし

(別添5) 申請に係る指定棚田地域振興協議会の規約又は組織及び運営に関する規程【告示第2条第1項】

別添規約のとおり

(別添6) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則第5条に掲げる書類【告示第2条第2項】

該当なし

(別添7) エコツーリズム推進法施行規則第2条第2号から第6号までに掲げる書類【告示第2条第3項】

該当なし